

第3章 発達支援施策

1 発達支援施策の基本理念と目標

(1) 基本理念

発達障がいのある方もない方も、安心して暮らせるまちをつくります

(2) 4つの目標

発達支援（施策）における4つの課題に対応して、次の4つの目標を設定します。

目標1 早期発見・早期支援の推進

目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

目標3 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

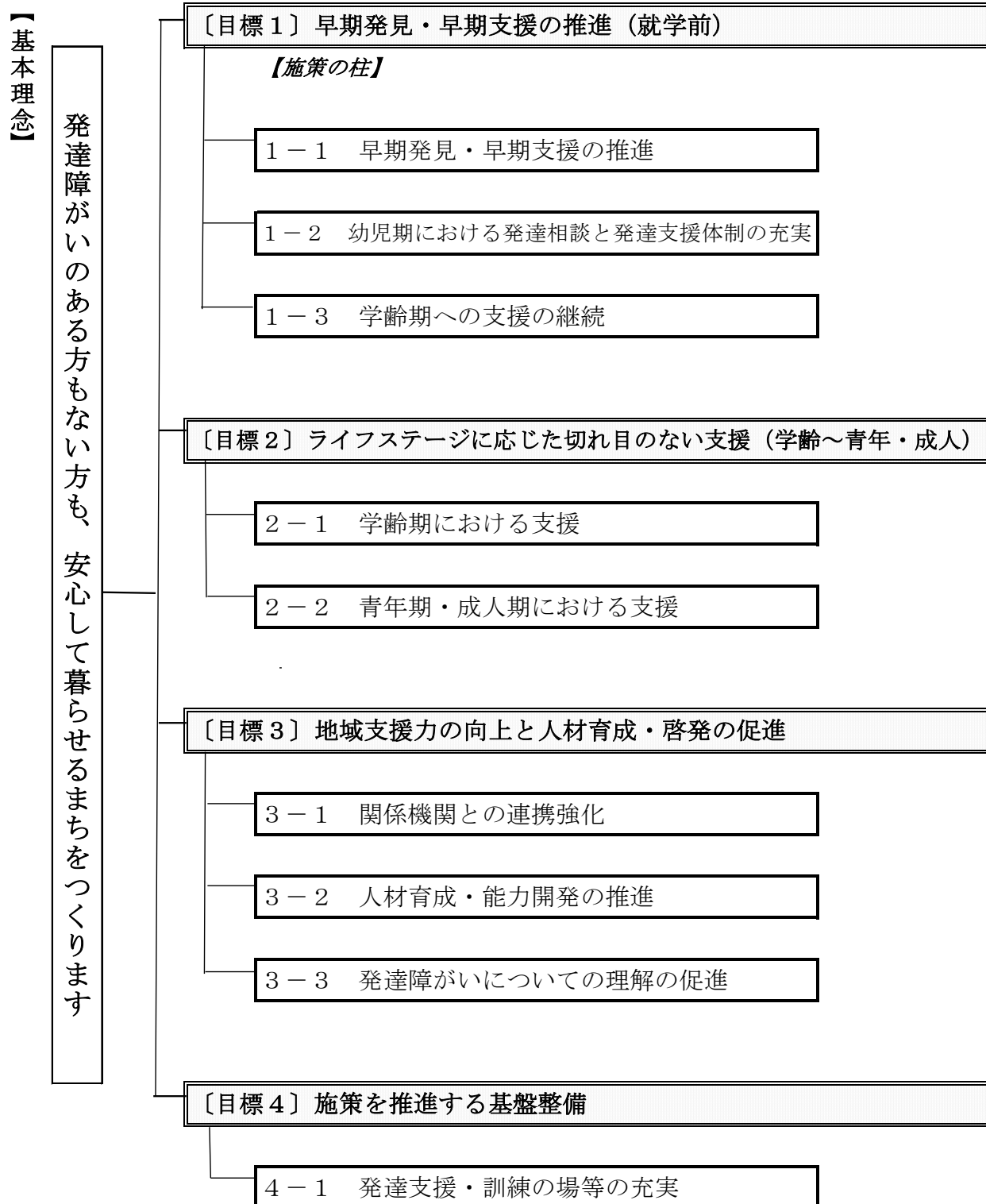
目標4 施策を推進する基盤整備

2 発達支援施策の基本的考え方

発達障害者支援法において規定されている自治体の責務を踏まえ、4つの目標を実現するために、各部署の連携のもと全庁一丸となって各施策を推進していきます。

3 計画の体系

【4つの目標】



4 計画のあらまし

(1) 早期発見・早期支援の推進

発達障がいとは早期に発見され、こどもの特性に合わせた適切な支援を早期に受けることで、生活上の困難が軽減され集団生活に適応しやすくなります。また、不登校・引きこもりなどの二次的な障がいにつながっていくことも防ぐことが期待できます。

早期支援につなげるためには、保育園・幼稚園の集団場面で発見するとともに、保護者自身が気づくための手助けや働きかけが重要です。保護者が、こどもの状態や特性を理解して、適切な育児をすることが、こどもの成長にとって最も重要な支援となります。

また、相談や支援を受けたいと思ったときに、速やかに適切な機関につながる事が重要です。

1-1①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児健診	所管	健康づくり課 各地域健康課	
事業内容	集団健診として実施している1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、言語・行動・社会性の発達をチェックするための問診項目の充実により、保護者の「気づき」を促すとともに、早期発見に努めます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

1-1②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	早期発見・早期支援の推進			
事業名	○乳幼児発達健康診査	所管	健康づくり課 各地域健康課	
事業内容	乳幼児健康診査受診後、必要により心理職及び小児神経専門医による乳幼児発達健康診査において、さらに詳細な診察・評価を行い、その状況により追跡観察あるいは専門機関の紹介、わかばの家における早期療育などの関係機関との連携強化により早期支援につなげます。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

1-2①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○発達障がい施策ガイドの作成	所管	子育て支援課	
事業内容	大田区の各部局で取り組んでいる発達障がいに関する事業の概要と実績、問い合わせ先をまとめた発達障がい施策ガイドを作成し、区のホームページに掲載するとともに、区の関係施設で活用します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	改訂	改訂	改訂	改訂

1-2②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	発達相談と発達支援体制の充実			
事業名	○支援プログラムの充実	所管	子育て支援課 わかばの家	
事業内容	こども発達センターわかばの家において発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援（自由来館・親子通所・個別訓練・グループ訓練等）を行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

1-3①

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			充 実
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○サポートブックかけはし作成講座の開催	所管	子育て支援課	
事業内容	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。 様々な機会を捉えて、サポートブックかけはしの普及に努めるとともに、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

1-3②

基本目標	(1) 早期発見・早期支援の推進			継 続
個別目標	個別支援計画の作成と支援の継続			
事業名	○就学支援シートの作成・送付・活用	所管	幼児教育センター 指導課	
事業内容	<p>特別な支援を要すると想定される児童の区立小学校(都立特別支援学校を含む)への就学に際して、就学前機関(保育園・幼稚園・わかばの家)が保護者の了解を得て、就学先に引き継ぎたい指導上の配慮事項等を記載する書面(就学支援シート)を作成し、当該学校へ送付します。</p> <p>それにより、当該学校は学級経営や個別指導上の参考資料として活用し、児童の教育環境の整備を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	作成・送付	作成・送付	作成・送付	作成・送付

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

早期発見・早期支援の考えに基づき、支援を受けるようになってからもお子さんの発達状況（特性）に適した有効な支援は、就学・進学・就職へとライフステージが変わっても、途切れることなく継続して受けられることが大変重要です。

幼児期における支援は、小学校への就学によって、特別支援教育へと引き継がれていきます。特別支援教育の充実を進めるとともに、学校以外の場での相談・訓練を充実させる必要があります。

高校や大学を卒業した後は就労支援や生活支援にもつながっていきます。そのためには、それぞれのライフステージに応じた支援体制を整備すると共に、相談・支援に関わる機関が、本人の情報や支援内容についての的確に引継ぎ、支援が途切れないように配慮する必要があります。

2-1①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○放課後の居場所の充実	所管	子育て支援課	
事業内容	小学校4年生以上の要支援児の学童保育受け入れを含め、学齢期の放課後の預かり場所・居場所を整備して、充実を図ります。			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

2-1②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○教育相談の充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がいがあることにより学校不応答を起こしやすい児童・生徒及びその保護者からの相談を、相談員(教育経験者や心理専門職等)が受け、助言やカウンセリングを行います。</p> <p>必要に応じて、情緒障がい等通級指導学級への通級を支援します。</p> <p>相談員が定期的に学校を訪問し、不登校となった児童・生徒の実態把握を行い、学校と連携して改善策を講じていきます。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	実施	実施	実施	実施

2-1③

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○スクールカウンセラーの派遣	所管	教育センター	
事業内容	<p>スクールカウンセラーを区立の小中学校全校に配置し、学校内の教育相談体制を充実させます。</p> <p>発達障がいがある児童・生徒やその保護者へのカウンセリング、学校に対する対応策のアドバイス等を行うことにより、いじめの未然防止や不登校等学校不適應の早期発見やその改善・解決を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	派遣	派遣	派遣	派遣

2-1④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○不登校対策の充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がい等により不登校状態となったり、引きこもりになってしまった児童・生徒が学ぶ場として、適応指導教室「つばさ」での指導を充実させます。</p> <p>「つばさ」への登校を促し規則正しい生活リズムを作るとともに、在籍校と連携し早期の復帰を支援していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-1⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継 続
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○通常学級での支援	所管	学務課	
事業内容	<p>通常学級での発達障がい等配慮を要する児童を支援するため、学校特別支援員を適切に配置していきます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-1⑥

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	学齢期における支援			
事業名	○ペアレントトレーニングの充実	所管	教育センター	
事業内容	<p>発達障がいのある児童をもつ保護者を対象として、子どもへの関わり方についてグループ相談や個別相談を通して学ぶ学習会です。</p> <p>保護者が子どもを正しく理解し、子どもとの好ましい関わり方を身につけることで、学校生活においても適切な行動が取れるようになることを目的としています。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

2-2①

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新 規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がい者への専門相談	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>(仮称) 障がい者総合サポートセンターにおいて、発達障がいについての専門職員を配置し、区内の関係機関とも連携を構築し、発達障がいに関する相談支援の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

2-2②

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充 実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○多様な障がいに応じた就労支援事業の推進	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>発達障がい者を含む全ての障害の特性に応じた就労支援事業を区内外の就労支援機関等と連携を図りながら実施します。(職業相談、職業評価、就労準備訓練、職場訪問等就労定着支援等)</p> <p>平成 26 年度中開設予定の(仮称) 障がい者総合サポートセンターに現在の障害者就労支援センター機能を移管し、その取り組みを強化します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	推進	推進	推進

2-2③

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			新規
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○日中活動の場の整備	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>青年期・成人期の居場所・日中活動の場の整備について検討します。</p> <p>平成 26 年度中開設予定の（仮称）障がい者総合サポートセンターにおいて、自立訓練（生活訓練）事業を実施し、生活訓練が必要な発達障がい者の支援を強化します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	実施	実施	実施

2-2④

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			継続
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○精神保健福祉相談	所管	保健衛生課 各地域健康課	
事業内容	<p>精神保健全般について相談を受けていますが、その中でも発達障がいに起因したメンタル面の不調に対しても相談をうけています。精神科医師の相談は各地域健康課月 2 回程度の予約制です。保健師は随時相談に応じています。</p> <p>また、必要時には関係機関との連携を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

2-2⑤

基本目標	(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援			充実
個別目標	青年期・成人期における支援			
事業名	○発達障がいにおけるピアカウンセリング	所管	障害福祉課	
事業内容	<p>発達障がいのある方とその家族を対象に、同じような環境、境遇、悩みを持つ方（家族）が相談員として、その経験を活かし、相談者の地域での生活を支援するために、相談や情報提供を行います。</p> <p>平成 26 年度中開設予定の（仮称）障がい者総合サポートセンターにおいて、これまでの取り組みを見直したうえで、新たに実施します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	見直し	実施	実施	実施

(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進

切れ目のない継続的な支援を進めるためには、地域と行政が協働して支援施策を展開すると共に地域で相談や支援に当たる関係機関相互の連携が欠かせません。関係機関のネットワーク化を進め、連携して支援を行うことが求められています。

「発達障がい」という言葉は社会に認知されつつあります。しかし、発達障がいは「親の育て方の問題」「本人の怠けやワガママ」という誤解や、「障がいのある方へどう対応していいのかわからない」というような悩みも依然として存在しています。発達障がいに対する理解を促進することで、これらの誤解が解消し、理解者としても共に考えてもらうことが期待できます。そうすることで、障がいの有無に関わらず、暮らしやすい地域づくりを進めます。

また、発達障がいの相談や療育に関わる機関の人材育成や、保育園・幼稚園・学校において、専門的な視点からの支援・教育ができるように研修体制の充実を進める必要があります。

3-1①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達障がい施策検討会の開催	所管	障害福祉課 地域福祉課 健康づくり課 子育て支援課 学務課・指導課	
事業内容	発達障がい施策の進捗状況の確認及び、施策の見直しを定期的に行い、発達障がい施策を推進します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

3-1②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			充 実
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保育園等援助訪問の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	保育園・幼稚園等または、保護者からの要請に応じて、園を訪問し、発達障がい児の支援方法やその環境整備について助言を行います。 訪問を行うことにより、保育者等のレベルアップを図ります。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○コーディネーターの巡回相談の実施	所管	指導課	
事業内容	都立特別支援学校との連携を強化して、都立特別支援学校のコーディネーターに巡回相談を依頼し、特別支援学級及び小・中学校における具体的な支援のサポートを行います。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

3-1④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○保幼小地域連携協議会の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	保育園・幼稚園等の園児が円滑に小学校生活へ移行できるような環境を整備するために保育園、幼稚園、小学校の関係教職員による情報連携会議を開催します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

3-1⑤

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○幼稚園への訪問相談	所管	幼児教育センター	
事業内容	<p>幼児教育機関の要請に応じて施設を訪問し、相談事業を行います。 幼稚園のクラス運営や発達障がい児の支援環境について情報提供を行います。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑥

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			新 規
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○大田区小児医療検討委員会との連携	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達に特性があるお子さんは、早い段階で専門医による適切な評価を受け、必要な発達支援や治療を早期に開始し、継続的なサポートを受けることが必要です。</p> <p>また、学齢期の発達障がい児や成人期の発達障がい者に対する相談・支援については医療機関との情報共有と連携が必要です。</p> <p>そこで、区が推進する発達障がい施策については、大田区小児医療検討委員会との意見交換を行い、専門的な識見をいただき、施策の充実を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑦

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○自立支援協議会との連携	所管	障害福祉課 子育て支援課	
事業内容	<p>自立支援協議会において、発達障がいをはじめとする支援を要する子どもについて、区内の関係者・事業者との情報共有と連携を強めます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑧

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○事業所への情報提供・開設相談	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>発達支援については、民間企業やNPO 法人による事業所が開設され、各事業所が専門性や独自性を生かしたサービス提供が行われています。</p> <p>そこで、区内での安定した事業の継続や事業所の開設が行えるように、サービス提供事業者への情報提供や、開設の相談を行います。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-1⑨

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	関係機関との連携強化			
事業名	○発達支援地域ネットワークの構築	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	<p>大田区障害児関係機関連絡会議の機能を見直し、発達支援地域ネットワークを構築します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施・見直し	実施	実施	実施

3-2①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○支援者向け講演会の開催	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	<p>保育園・幼稚園などの施設職員及びNPO 法人や民間事業所の職員を対象とした講演会（年 2 回）を開催し、ともに知識の向上に取り組みます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	実施	実施	実施

3-2②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○特別支援教育に関する研修の開催	所管	指導課	
事業内容	<p>特別支援学級や通常の学級担任や教職員を対象に、障がいのある児童・生徒の特性や指導の在り方について理解を深めます。</p> <p>また、区内小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、校内の支援体制づくり、関係機関との連携の在り方について理解を深めます。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	実施	検討・実施	実施	実施

3-2③

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○「指導の手引き」の作成	所管	指導課	
事業内容	<p>特別支援学級（固定学級・通級学級）における学級運営や学習指導の実践事例等を示した「指導の手引き」を作成・配布し、子どもの学習や生活を支援し、子ども一人一人の将来の自立と社会参加に向けた特別支援教育を推進します。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	配布	改訂・配布	配布	配布

3-2④

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進			継 続
個別目標	人材育成・能力開発の推進			
事業名	○発達障がい児支援研修の開催	所管	幼児教育センター	
事業内容	<p>幼稚園、保育園等の保育者向けに、発達障がい児の支援についての研修会を開催し、人材育成を図ります。</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	開催	開催	開催	開催

3-3①

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○啓発用パンフレット作成		所管	子育て支援課 地域福祉課 健康づくり課 学務課・指導課	
事業内容	発達障がいに関する理解を深めるために、発達障がいに関する年代別パンフレット（幼児期版・学齢期版・一般区民版）を作成・配布し、発達障がいについての理解を促進します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	改訂	配布	配布	配布	

3-3②

基本目標	(3) 地域支援力の向上と人材育成・啓発の促進				充 実
個別目標	発達障がいについての理解の促進				
事業名	○区民向け啓発講演会やセミナー等の開催		所管	障害福祉課 わかばの家 子育て支援課	
事業内容	発達障がいについての理解の促進と支援の充実のため、すべての区民を対象とした講演会、セミナー及びシンポジウム等を関係者との協働により開催します。				
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
	開催	開催	開催	開催	

(4) 施策を推進する基盤整備

発達障がいへの支援は、平成 17 年 4 月の発達障害者支援法の施行を大きなきっかけとして進められてきました。

現状では、限界に達しつつある幼児期における発達支援・訓練の場の拡充と学齢期における学校以外の場での相談・発達支援・訓練の場を充実させていくことが求められています。また、児童福祉法・障害者総合支援法が求めている相談支援事業者の設置や、発達障がい者の日中活動の場など、発達障がい者を支援する施設の整備が喫緊の課題となっています。

4-1①

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○「(仮称) 障がい者総合サポートセンター」の設置・運営	所管	障害福祉課	
事業内容	(仮称) 障がい者総合サポートセンターにおいて、区内の関係機関と連携し、発達障がいに関する相談支援の充実と、青年期・成人期の発達支援について取り組みます。また、発達障がいについての理解啓発のための研修会・講演会等を実施します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	運営	運営	運営

4-1②

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○発達障がい児の総合相談窓口の設置	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家に障害児相談支援事業者・特定相談支援事業者としての機能を加え、18 歳までの発達障がいに関する総合相談窓口を設置します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設置・運営	運営	運営	運営

4-1③

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○わかばの家の訓練の場の充実	所管	わかばの家 子育て支援課	
事業内容	こども発達センターわかばの家の外来個別訓練利用者の増加に対応するため、新たに個別訓練室を確保し、外来訓練事業を拡充します。			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	設計工事・運営	運営	運営	運営

4-1④

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○学齢期支援の中核的施設の検討	所管	子育て支援課	
事業内容	<p>こども発達センターわかばの家と(仮称)障がい者総合サポートセンターとをつなぐ、学齢期の発達障がい児を支援する中核的施設として(仮称)発達支援センターの設置について検討します。</p> <p>【学齢期の発達障がい児支援施設のイメージ】</p>			
事業計画	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	検討	検討	検討	検討

4-1⑤

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			新規
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○特別支援教室の設置	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>小学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童への支援を充実させるため、3～4校に1校の拠点校を設置し、拠点校から教員が出向き、障害の種類や程度に応じた専門的な教育を、59校全てで行う「特別支援教室」を推進します。</p> <p>平成26年度にモデル事業校の選定を行い、平成27年より3校をモデル事業校に指定し、取り組みを進めます。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	検討	モデル事業	推進	推進

4-1⑥

基本目標	(4) 施策を推進する基盤整備			充実
個別目標	発達支援・訓練の場等の充実			
事業名	○中学校情緒障害等通級指導学級の充実	所管	学務課 指導課	
事業内容	<p>情緒障害等通級指導学級を必要な地域に増設し、発達障害のある生徒の障害の種類や程度に応じた専門的な教育を行い、生徒一人ひとりの成長・発達を最大限に伸ばせる教育環境の更なる整備・充実を進めます。</p> <p>平成26年度に新設準備を行い、平成27年度に1校新設します。</p>			
事業計画	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	新設準備	新設	実施	実施